

附 則(平成 19 年 2 月 28 日 渉外第 06-0211 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 3 月 1 日から実施します。

(料金種別又は割引等の選択に関する経過措置)

2 3G サービス契約者は、この改正規定の実施日から平成 19 年 5 月 31 日までの間において、第 4 項から第 22 項に規定する料金種別又は割引等への変更を行うことができるものとします。

(料金に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により契約者が選択していた次表の左欄の料金種別は、この改正規定の実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の料金種別に移行したものとみなします。

第 9 種 I	第 1 種 I
第 10 種 I	第 2 種 I

(バリューパックプレミアの料金に関する経過措置)

4 料金種別が第 1 種 I のもの(以下「バリューパックプレミア」といいます。)を選択している 3G サービス契約者に提供する 3G サービスに係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

料金額(月額)
20,000 円(21,000 円)

イ アに規定する基本使用料については、利用年数又は 3G サービス契約者の選択に応じて、利用年数割引若しくは選択性による割引等を適用します。この場合において、割引等に関する料金その他の提供条件は、改正後の料金表の規定によります。

(2) 通信料

ア 通信料は、次表のとおりとします。

(ア)通話モードによる通信に係るもの

① ②又は③以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	15 円(15.75 円)	10 円(10.5 円)

② 相互接続通信(③に係るものを除きます。)に係るもの

区分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼間	深夜・早朝
通信料	15 円(15.75 円)	10 円(10.5 円)

③ 国際通信に係るもの

区 分	料金額(30秒までごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第3(通信料)2料金額2-1-1(1)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(イ)デジタル通信モードによる通信に係るもの

① ②から③以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	27円(28.35円)	18円(18.9円)

② 相互接続通信に係るもの

A B 以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	27円(28.35円)	18円(18.9円)

B インターネット接続サービス(当社が別に定めるものに限ります。)の利用による通信に係るもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	27円(28.35円)	18円(18.9円)

③ 国際通信に係るもの

区 分	料金額(30秒までごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第3(通信料)2料金額2-1-1(2)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(ウ)パケット通信モードによる通信に係るもの

区 分	料金額(1課金対象パケットごとに)
通 信 料	料金表第3(通信料)2料金額2-1-1(3)アに規定する料金額と同額

(エ)メッセージ通信モードによる通信に係るもの

① ②以外のもの

区 分	料金額(1通信ごとに次の料金額)
通 信 料	3円(3.15円)

② 国際メッセージ通信に係るもの

区 分	料金額(1通信ごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第3(通信料)2料金額2-1-1(4)イに規定する料金額と同額

(オ)留守番通信機能の利用による通信(当社が別に定めるものに限ります。)に係るもの

区 分	料金額
-----	-----

通 信 料	その留守番通信機能の提供を受けている契約者回線から行った通信に係る料金額((7)①に規定するものに限ります。)と同額
-------	--

(ハ)別記 21 に定めるインターネット情報検索代行サービスの利用による通信に係るもの

区 分	料金額(1 秒ごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-3 に規定する料金額と同額

イ アの(7)から(ハ)の規定により算定した額(他社相互接続通話に係る料金等通話料に合算して請求するものを含みます。)の月間累計額のうち、次表に規定する料金額については、支払いを要しません。

ただし、その月間累計額が支払いを要さない額に満たない場合は、同表の料金額を月間累計額とみなして取り扱います。

(7)(イ)以外のとき

1 契約ごとに

料金額(月額)
17,000 円(17,850 円)

(イ)基本使用料について、指定回線基本使用料の適用を受けている契約者回線が指定回線であるとき。

1 契約ごとに

料金額(月額)
8,500 円(8,925 円)

ウ アの(7)から(ハ)の規定により算定した額(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものを含みます。)の月間累計額が、イに規定する支払いを要さない料金額(以下「無料通信料」といいます。)に満たない場合に、その無料通信料と月間累計額の差額(以下「繰越額」といいます。)を翌料金月の無料通信料に合算し、当該料金月の無料通信料とみなして取り扱います。この場合において、繰越額が無料通信料を超えたときは、その無料通信料を繰越額とみなして取り扱います。

(バリューパックプラチナの料金に関する経過措置)

5 料金種別が第 2 種 I のもの(以下「バリューパックプラチナ」といいます。)を選択している 3G サービス契約者に提供する 3G サービスに係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

料金額(月額)
14,500 円(15,225 円)

イ アに規定する基本使用料については、利用年数又は 3G サービス契約者の選択に応じて、利用年数割引若しくは選択性による割引等を適用します。この場合において、割引等に関する料金その他の提供条件は、改正後の料金表の規定によります。

(2) 通信料

ア 通信料は、次表のとおりとします。

(7)通話モードによる通信に係るもの

① ②又は③以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	15 円(15.75 円)	10 円(10.5 円)

② 相互接続通信(③に係るものを除きます。)に係るもの

区分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼間	深夜・早朝
通信料	15 円(15.75 円)	10 円(10.5 円)

③ 国際通信に係るもの

区 分	料金額(30秒までごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(1)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(4)デジタル通信モードによる通信に係るもの

① ②から③以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	27 円(28.35 円)	18 円(18.9 円)

② 相互接続通信に係るもの

A B 以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	27 円(28.35 円)	18 円(18.9 円)

B インターネット接続サービス(当社が別に定めるものに限ります。)の利用による通信に係るもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	27 円(28.35 円)	18 円(18.9 円)

③ 国際通信に係るもの

区 分	料金額(30秒までごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(2)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(ウ)パケット通信モードによる通信に係るもの

区 分	料金額(1課金対象パケットごとに)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(3)アに規定する料金額と同額

(エ)メッセージ通信モードによる通信に係るもの

① ②以外のもの

区 分	料金額(1 通信ごとに次の料金額)
通 信 料	3 円(3.15 円)

② 国際メッセージ通信に係るもの

区 分	料金額(1 通信ごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(4)イに規定する料金額と同額

(カ)留守番通信機能の利用による通信(当社が別に定めるものに限ります。)に係るもの

区 分	料金額
通 信 料	その留守番通信機能の提供を受けている契約者回線から行った通信に係る料金額((ア)①に規定するものに限ります。)と同額

(キ)別記 21 に定めるインターネット情報検索代行サービスの利用による通信に係るもの

区 分	料金額(1 秒ごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-3 に規定する料金額と同額

イ アの(ア)から(キ)の規定により算定した額(他社相互接続通話に係る料金等通話料に合算して請求するものを含みます。)の月間累計額のうち、次表に規定する料金額については、支払いを要しません。

ただし、その月間累計額が支払いを要さない額に満たない場合は、同表の料金額を月間累計額とみなして取り扱います。

(ア)(イ)以外のとき

1 契約ごとに

料金額(月額)
10,000 円(10,500 円)

(イ)基本使用料について、指定回線基本使用料の適用を受けている契約者回線が指定回線であるとき。

1 契約ごとに

料金額(月額)
5,000 円(5,250 円)

ウ アの(ア)から(キ)の規定により算定した額(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものを含みます。)の月間累計額が、イに規定する支払いを要さない料金額(以下「無料通信料」といいます。)に満たない場合に、その無料通信料と月間累計額の差額(以下「繰越額」といいます。)を翌料金月の無料通信料に合算し、当該料金月の無料通信料とみなして取り扱います。この場合において、繰越額が無料通信料を超えたときは、その無料通信料を繰越額とみなして取り扱います。

(バリューパックゴールドの料金に関する経過措置)

6 料金種別が第 3 種 I のもの(以下「バリューパックゴールド」といいます。)を選択している 3G サービス契約者に

提供する3Gサービスに係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

料金額(月額)
9,800 円(10,290 円)

イ アに規定する基本使用料については、利用年数又は3Gサービス契約者の選択に応じて、利用年数割引若しくは選択性による割引等を適用します。この場合において、割引等に関する料金その他の提供条件は、改正後の料金表の規定によります。

(2) 通信料

ア 通信料は、次表のとおりとします。

(7)通話モードによる通信に係るもの

① ②又は③以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	20 円(21 円)	15 円(15.75 円)

② 相互接続通信(③に係るものを除きます。)に係るもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	20 円(21 円)	15 円(15.75 円)

③ 国際通信に係るもの

区 分	料金額(30秒までごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第3(通信料)2料金額2-1-1(1)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(i)デジタル通信モードによる通信に係るもの

① ②から③以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	36 円(37.8 円)	27 円(28.35 円)

② 相互接続通信に係るもの

A B 以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	36 円(37.8 円)	27 円(28.35 円)

B インターネット接続サービス(当社が別に定めるものに限り。)の利用による通信に係るもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	36 円(37.8 円)	27 円(28.35 円)

③ 国際通信に係るもの

区 分	料金額(30秒までごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(2)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(ウ)パケット通信モードによる通信に係るもの

区 分	料金額(1課金対象パケットごとに)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(3)アに規定する料金額と同額

(エ)メッセージ通信モードによる通信に係るもの

① ②以外のもの

区 分	料金額(1通信ごとに次の料金額)
通 信 料	3 円(3.15 円)

② 国際メッセージ通信に係るもの

区 分	料金額(1通信ごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(4)イに規定する料金額と同額

(イ)留守番通信機能の利用による通信(当社が別に定めるものに限り。)に係るもの

区 分	料金額
通 信 料	その留守番通信機能の提供を受けている契約者回線から行った通信に係る料金額((ア)①)に規定するものに限り。)と同額

(ロ)別記 21 に定めるインターネット情報検索代行サービスの利用による通信に係るもの

区 分	料金額(1秒ごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-3 に規定する料金額と同額

イ アの(ア)から(ロ)の規定により算定した額(他社相互接続通話に係る料金等通話料に合算して請求するものを含みます。)の月間累計額のうち、次表に規定する料金額については、支払いを要しません。

ただし、その月間累計額が支払いを要さない額に満たない場合は、同表の料金額を月間累計額とみなして取り扱います。

(ア)(イ)以外のとき

1 契約ごとに

料金額(月額)
6,000 円(6,300 円)

(イ)基本使用料について、指定回線基本使用料の適用を受けている契約者回線が指定回線であるとき。

料金額(月額)
3,000 円(3,150 円)

ウ アの(ア)から(カ)の規定により算定した額(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものを含みます。)の月間累計額が、イに規定する支払いを要さない料金額(以下「無料通信料」といいます。)に満たない場合に、その無料通信料と月間累計額の差額(以下「繰越額」といいます。)を翌料金月の無料通信料に合算し、当該料金月の無料通信料とみなして取り扱います。この場合において、繰越額が無料通信料を超えたときは、その無料通信料を繰越額とみなして取り扱います。

(バリューパックシルバーの料金に関する経過措置)

7 料金種別が第 4 種 I のもの(以下「バリューパックシルバー」といいます。)を選択している 3G サービス契約者に提供する 3G サービスに係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、次表のとおりとします。

料金額(月額)
5,900 円(6,195 円)

イ アに規定する基本使用料については、利用年数又は 3G サービス契約者の選択に応じて、利用年数割引若しくは選択性による割引等を適用します。この場合において、割引等に関する料金その他の提供条件は、改正後の料金表の規定によります。

(2) 通信料

ア 通信料は、次表のとおりとします。

(ア)通話モードによる通信に係るもの

① ②又は③以外のもの

区 分	料金額(1 分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	30 円(31.5 円)	20 円(21 円)

② 相互接続通信(③に係るものを除きます。)に係るもの

区 分	料金額(1 分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	30 円(31.5 円)	20 円(21 円)

③ 国際通信に係るもの

区 分	料金額(30 秒までごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(1)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(イ)デジタル通信モードによる通信に係るもの

① ②から③以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	54 円(56.7 円)	36 円(37.8 円)

② 相互接続通信に係るもの

A B 以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	54 円(56.7 円)	36 円(37.8 円)

B インターネット接続サービス(当社が別に定めるものに限ります。)の利用による通信に係るもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	54 円(56.7 円)	36 円(37.8 円)

③ 国際通信に係るもの

区 分	料金額(30秒までごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(2)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(ウ)パケット通信モードによる通信に係るもの

区 分	料金額(1課金対象パケットごとに)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(3)アに規定する料金額と同額

(エ)メッセージ通信モードによる通信に係るもの

① ②以外のもの

区 分	料金額(1通信ごとに次の料金額)
通 信 料	3 円(3.15 円)

② 国際メッセージ通信に係るもの

区 分	料金額(1通信ごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(4)イに規定する料金額と同額

(オ)留守番通信機能の利用による通信(当社が別に定めるものに限ります。)に係るもの

区 分	料金額
通 信 料	その留守番通信機能の提供を受けている契約者回線から行った通信に係る料金額((7)①)に規定するものに限ります。)と同額

(カ)別記 21 に定めるインターネット情報検索代行サービスの利用による通信に係るもの

区 分	料金額(1秒ごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-3 に規定する料金額と同額

イ アの(ア)から(カ)の規定により算定した額(他社相互接続通話に係る料金等通話料に合算して請求するものを含みます。)の月間累計額のうち、次表に規定する料金額については、支払いを要しません。

ただし、その月間累計額が支払いを要さない額に満たない場合は、同表の料金額を月間累計額とみなして取り扱います。

(ア)(イ)以外のとき

1 契約ごとに

料金額(月額)
3,000 円(3,150 円)

(イ)基本使用料について、指定回線基本使用料の適用を受けている契約者回線が指定回線であるとき。

1 契約ごとに

料金額(月額)
1,500 円(1,575 円)

ウ アの(ア)から(カ)の規定により算定した額(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものを含みます。)の月間累計額が、イに規定する支払いを要さない料金額(以下「無料通信料」といいます。)に満たない場合に、その無料通信料と月間累計額の差額(以下「繰越額」といいます。)を翌料金月の無料通信料に合算し、当該料金月の無料通信料とみなして取り扱います。この場合において、繰越額が無料通信料を超えたときは、その無料通信料を繰越額とみなして取り扱います。

(バリューパックの料金に関する経過措置)

8 料金種別が第 5 種 I のもの(以下「バリューパック」といいます。)を選択している 3G サービス契約者に提供する 3G サービスに係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

料金額(月額)
3,900 円(4,095 円)

イ アに規定する基本使用料については、利用年数又は 3G サービス契約者の選択に応じて、利用年数割引若しくは選択性による割引等を適用します。この場合において、割引等に関する料金その他の提供条件は、改正後の料金表の規定によります。

(2) 通信料

ア 通信料は、次表のとおりとします。

(ア)通話モードによる通信に係るもの

① ②又は③以外のもの

区 分	料金額(1 分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	40 円(42 円)	30 円(31.5 円)

② 相互接続通信(③に係るものを除きます。)に係るもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	40 円(42 円)	30 円(31.5 円)

③ 国際通信に係るもの

区 分	料金額(30秒までごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(1)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(イ)デジタル通信モードによる通信に係るもの

① ②から③以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	72 円(75.6 円)	54 円(56.7 円)

② 相互接続通信に係るもの

A B 以外のもの

区 分	料金額 1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	72 円(75.6 円)	54 円(56.7 円)

B インターネット接続サービス(当社が別に定めるものに限ります。)の利用による通信に係るもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	深夜・早朝
通 信 料	72 円(75.6 円)	54 円(56.7 円)

③ 国際通信に係るもの

区 分	料金額(30秒までごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(2)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(ウ)パケット通信モードによる通信に係るもの

区 分	料金額(1課金対象パケットごとに)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(3)アに規定する料金額と同額

(エ)メッセージ通信モードによる通信に係るもの

① ②以外のもの

区 分	料金額(1通信ごとに次の料金額)
通 信 料	3 円(3.15 円)

② 国際メッセージ通信に係るもの

区 分	料金額(1通信ごとに次の料金額)

通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(4)イに規定する料金額と同額
-------	---------------------------------------

(イ)留守番通信機能の利用による通信(当社が別に定めるものに限ります。)に係るもの

区 分	料金額
通 信 料	その留守番通信機能の提供を受けている契約者回線から行った通信に係る料金額((ア)①に規定するものに限ります。)と同額

(ロ)別記 21 に定めるインターネット情報検索代行サービスの利用による通信に係るもの

区 分	料金額(1 秒ごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-3 に規定する料金額と同額

イ アの(ア)から(ロ)の規定により算定した額(他社相互接続通話に係る料金等通話料に合算して請求するものを含みます。)の月間累計額のうち、次表に規定する料金額については、支払いを要しません。

ただし、その月間累計額が支払いを要さない額に満たない場合は、同表の料金額を月間累計額とみなして取り扱います。

(ア)(イ)以外するとき

1 契約ごとに

料金額(月額)
2,000 円(2,100 円)

(ロ)基本使用料について、指定回線基本使用料の適用を受けている契約者回線が指定回線であるとき。

1 契約ごとに

料金額(月額)
1,000 円(1,050 円)

ウ アの(ア)から(ロ)の規定により算定した額(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものを含みます。)の月間累計額が、イに規定する支払いを要さない料金額(以下「無料通信料」といいます。)に満たない場合に、その無料通信料と月間累計額の差額(以下「繰越額」といいます。)を翌料金月の無料通信料に合算し、当該料金月の無料通信料とみなして取り扱います。この場合において、繰越額が無料通信料を超えたときは、その無料通信料を繰越額とみなして取り扱います。

(ライトコールパックの料金に関する経過措置)

9 料金種別が第 6 種 I のもの(以下「ライトコールパック」といいます。)を選択している 3G サービス契約者に提供する 3G サービスに係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

料金額(月額)
3,500 円(3,675 円)

イ アに規定する基本使用料については、利用年数又は3Gサービス契約者の選択に応じて、利用年数割引若しくは選択性による割引等を適用します。この場合において、割引等に関する料金その他の提供条件は、改正後の料金表の規定によります。

(2) 通信料

ア 通信料は、次表のとおりとします。

(7)通話モードによる通信に係るもの

① ②又は③以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	夜 間
通 信 料	40 円(42 円)	60 円(63 円)

② 相互接続通信(③に係るものを除きます。)に係るもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	夜 間
通 信 料	50 円(52.5 円)	60 円(63 円)

③ 国際通信に係るもの

区 分	料金額(30秒までごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第3(通信料)2料金額 2-1-1(1)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(イ)デジタル通信モードによる通信に係るもの

① ②から③以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	夜 間
通 信 料	72 円(75.6 円)	108 円(113.4 円)

② 相互接続通信に係るもの

A B 以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	夜 間
通 信 料	90 円(94.5 円)	108 円(113.4 円)

B インターネット接続サービス(当社が別に定めるものに限り)の利用による通信に係るもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	夜 間
通 信 料	90 円(94.5 円)	108 円(113.4 円)

③ 国際通信に係るもの

区 分	料金額(30秒までごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第3(通信料)2料金額 2-1-1(2)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(ウ)パケット通信モードによる通信に係るもの

区 分	料金額(1 課金対象パケットごとに)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(3)アに規定する料金額と同額

(エ)メッセージ通信モードによる通信に係るもの

① ②以外のもの

区 分	料金額(1 通信ごとに次の料金額)
通 信 料	3 円(3.15 円)

② 国際メッセージ通信に係るもの

区 分	料金額(1 通信ごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(4)イに規定する料金額と同額

(オ)留守番通信機能の利用による通信(当社が別に定めるものに限ります。)に係るもの

区 分	料金額
通 信 料	その留守番通信機能の提供を受けている契約者回線から行った通信に係る料金額((ア)①に規定するものに限ります。)と同額

(カ)別記 21 に定めるインターネット情報検索代行サービスの利用による通信に係るもの

区 分	料金額(1 秒ごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-3 に規定する料金額と同額

イ アの(ア)から(カ)の規定により算定した額(他社相互接続通話に係る料金等通話料に合算して請求するものを含みます。)の月間累計額のうち、次表に規定する料金額については、支払いを要しません。

ただし、その月間累計額が支払いを要さない額に満たない場合は、同表の料金額を月間累計額とみなして取り扱います。

(ア)(イ)以外るとき

1 契約ごとに

料金額(月額)
1,000 円(1,050 円)

(イ)基本使用料について、指定回線基本使用料の適用を受けている契約者回線が指定回線であるとき。

1 契約ごとに

料金額(月額)
500 円(525 円)

ウ アの(ア)から(カ)の規定により算定した額(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものを含みます。)の月間累計額が、イに規定する支払いを要さない料金額(以下「無料通信料」といいます。)に満たない場合に、その無料通信料と月間累計額の差額(以下「繰越額」といいます。)を翌料金月の無料通信料に合

算し、当該料金月の無料通信料とみなして取り扱います。この場合において、繰越額が無料通信料を超えたときは、その無料通信料を繰越額とみなして取り扱います。

(ビジネスパックの料金に関する経過措置)

10 料金種別が第7種Iのもの(以下「ビジネスパック」といいます。)を選択している3Gサービス契約者に提供する3Gサービスに係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

料金額(月額)
9,800 円(10,290 円)

イ アに規定する基本使用料については、利用年数又は3Gサービス契約者の選択に応じて、利用年数割引若しくは選択性による割引等を適用します。この場合において、割引等に関する料金その他の提供条件は、改正後の料金表の規定によります。

(2) 通信料

ア 通信料は、次表のとおりとします。

(7)通話モードによる通信に係るもの

① ②又は③以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	夜 間
通 信 料	10 円(10.5 円)	30 円(31.5 円)

② 相互接続通信(③に係るものを除きます。)に係るもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	夜 間
通 信 料	15 円(15.75 円)	30 円(31.5 円)

③ 国際通信に係るもの

区 分	料金額(30秒までごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第3(通信料)2料金額2-1-1(1)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(イ)デジタル通信モードによる通信に係るもの

① ②から③以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	夜 間
通 信 料	18 円(18.9 円)	54 円(56.7 円)

② 相互接続通信に係るもの

A B 以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	夜 間
通 信 料	18 円(18.9 円)	54 円(56.7 円)

B インターネット接続サービス(当社が別に定めるものに限ります。)の利用による通信に係るもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	夜 間
通 信 料	18 円(18.9 円)	54 円(56.7 円)

③ 国際通信に係るもの

区 分	料金額(30秒までごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(2)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(ウ)パケット通信モードによる通信に係るもの

区 分	料金額(1課金対象パケットごとに)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(3)アに規定する料金額と同額

(エ)メッセージ通信モードによる通信に係るもの

① ②以外のもの

区 分	料金額(1通信ごとに次の料金額)
通 信 料	3 円(3.15 円)

② 国際メッセージ通信に係るもの

区 分	料金額(1通信ごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(4)イに規定する料金額と同額

(カ)留守番通信機能の利用による通信(当社が別に定めるものに限ります。)に係るもの

区 分	料金額
通 信 料	その留守番通信機能の提供を受けている契約者回線から行った通信に係る料金額((ア)①)に規定するものに限ります。)と同額

(キ)別記 21 に定めるインターネット情報検索代行サービスの利用による通信に係るもの

区 分	料金額(1秒ごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-3 に規定する料金額と同額

イ アの(ア)から(カ)の規定により算定した額(他社相互接続通話に係る料金等通話料に合算して請求するものを含みます。)の月間累計額のうち、次表に規定する料金額については、支払いを要しません。

ただし、その月間累計額が支払いを要さない額に満たない場合は、同表の料金額を月間累計額とみなして取り扱います。

(ア)(イ)以外のとき

1 契約ごとに

料金額(月額)
4,900 円(5,145 円)

(イ)基本使用料について、指定回線基本使用料の適用を受けている契約者回線が指定回線であるとき。

1 契約ごとに

料金額(月額)
2,450 円(2,572.5 円)

ウ アの(ア)から(カ)の規定により算定した額(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものを含みます。)の月間累計額が、イに規定する支払いを要さない料金額(以下「無料通信料」といいます。)に満たない場合に、その無料通信料と月間累計額の差額(以下「繰越額」といいます。)を翌料金月の無料通信料に合算し、当該料金月の無料通信料とみなして取り扱います。この場合において、繰越額が無料通信料を超えたときは、その無料通信料を繰越額とみなして取り扱います。

(ビジネスエコノミーパックの料金に関する経過措置)

11 料金種別が第8種Ⅰのもの(以下「ビジネスエコノミーパック」といいます。)を選択している3Gサービス契約者に提供する3Gサービスに係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

料金額(月額)
5,900 円(6,195 円)

イ アに規定する基本使用料については、利用年数又は3Gサービス契約者の選択に応じて、利用年数割引若しくは選択性による割引等を適用します。この場合において、割引等に関する料金その他の提供条件は、改正後の料金表の規定によります。

(2) 通信料

ア 通信料は、次表のとおりとします。

(ア)通話モードによる通信に係るもの

① ②又は③以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	夜 間
通 信 料	20 円(21 円)	30 円(31.5 円)

② 相互接続通信(③に係るものを除きます。)に係るもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	夜 間
通 信 料	25 円(26.25 円)	30 円(31.5 円)

③ 国際通信に係るもの

区 分	料金額(30秒までごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第3(通信料)2料金額 2-1-1(1)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(イ)デジタル通信モードによる通信に係るもの

① ②から③以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	夜 間
通 信 料	36円(37.8円)	54円(56.7円)

② 相互接続通信に係るもの

A B 以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	夜 間
通 信 料	45円(47.25円)	54円(56.7円)

B インターネット接続サービス(当社が別に定めるものに限ります。)の利用による通信に係るもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼 間	夜 間
通 信 料	36円(37.8円)	54円(56.7円)

③ 国際通信に係るもの

区 分	料金額(30秒までごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第3(通信料)2料金額 2-1-1(2)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(ウ)パケット通信モードによる通信に係るもの

区 分	料金額(1課金対象パケットごとに)
通 信 料	料金表第3(通信料)2料金額 2-1-1(3)アに規定する料金額と同額

(エ)メッセージ通信モードによる通信に係るもの

① ②以外のもの

区 分	料金額(1通信ごとに次の料金額)
通 信 料	3円(3.15円)

② 国際メッセージ通信に係るもの

区 分	料金額(1通信ごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第3(通信料)2料金額 2-1-1(4)イに規定する料金額と同額

(オ)留守番通信機能の利用による通信(当社が別に定めるものに限ります。)に係るもの

区 分	料金額
-----	-----

通 信 料	その留守番通信機能の提供を受けている契約者回線から行った通信に係る料金額((ア)①に規定するものに限り、)と同額
-------	--

(カ)別記 21 に定めるインターネット情報検索代行サービスの利用による通信に係るもの

区 分	料金額(1 秒ごとに次の料金額)
通 信 料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-3 に規定する料金額と同額

イ アの(ア)から(カ)の規定により算定した額(他社相互接続通話に係る料金等通話料に合算して請求するものを含みます。)の月間累計額のうち、次表に規定する料金額については、支払いを要しません。

ただし、その月間累計額が支払いを要さない額に満たない場合は、同表の料金額を月間累計額とみなして取り扱います。

(ア)(イ)以外のとき

1 契約ごとに

料金額(月額)
2,700 円(2,835 円)

(イ)基本使用料について、指定回線基本使用料の適用を受けている契約者回線が指定回線であるとき。

1 契約ごとに

料金額(月額)
1,350 円(1,417.5 円)

ウ アの(ア)から(カ)の規定により算定した額(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものを含みます。)の月間累計額が、イに規定する支払いを要さない料金額(以下「無料通信料」といいます。)に満たない場合に、その無料通信料と月間累計額の差額(以下「繰越額」といいます。)を翌料金月の無料通信料に合算し、当該料金月の無料通信料とみなして取り扱います。この場合において、繰越額が無料通信料を超えたときは、その無料通信料を繰越額とみなして取り扱います。

(回線群グループ①に係る基本使用料割引の適用に関する経過措置)

12 回線群グループ①(相互に業務上緊密な関係を有することについて、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 51 年大蔵省令第 28 号)第 2 条に規定する子会社又は関連会社(以下「子会社等」といいます。)に適合する複数回線群 B(3G サービス又はソフトバンク通信サービスの契約者回線により構成される回線群であってその全てが同一の契約者に係るものをいいます。))により構成される回線群グループ①に係る基本使用料割引の適用を受けている 3G サービスに係るその回線群グループ①に係る基本使用料割引の適用は、次のとおりとします。

(1)当社は、3G サービス契約者の選択により、回線群グループ①を構成する契約者回線の数が次表に規定する基準に該当した場合に、回線群グループ①を構成する 3G サービスの契約者回線に係る基本使用料について、3G サービスの契約者回線に係る基本使用料から同表に規定する額の割引を行います。

1 回線群グループ①ごとに

回線群グループ①を構成する契約者回線の数	割 引 額
----------------------	-------

2,000 以上	各々の複数回線群Bを構成する3Gサービスの契約者回線に係る基本使用料に0.23を乗じて得た額の合計額
----------	--

(2)(1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(利用年数割引の適用に関する経過措置)

13 利用年数割引の適用を受けている3Gサービスに係るその利用年数割引の適用は、次のとおりとします。

(1)当社は、3Gサービス契約者が選択する料金種別に係る基本使用料(第15項に規定する指定回線基本使用料の適用を受けているときは、その料金額とします。以下この第13項において同じとします。)について、3Gサービス契約の利用年数に応じて、次表に規定する額の割引を行います。この場合において、3Gサービス契約の利用年数は、その契約者回線の提供を開始した日から当該料金月の末月(3Gサービス契約の解除があったときは、その解除の前日とします。)までの利用日数を通算し、365日を1年とみなして取り扱います。

1 契約ごとに

利用年数	割引額
1年を超え2年以内までの場合	基本使用料に0.05を乗じて得た額
2年を超え3年以内までの場合	基本使用料に0.07を乗じて得た額
3年を超え5年以内までの場合	基本使用料に0.10を乗じて得た額
5年を超える場合	基本使用料に0.15を乗じて得た額

(2)(1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(複数年割引の適用に関する経過措置)

14 複数年割引の適用を受けている3Gサービスに係るその複数年割引の適用は、次のとおりとします。

(1)当社は、3Gサービス契約者の選択により、当社からアに規定する一定の利用期間について3Gサービスの提供を受けることを条件として、基本使用料(第15項に規定する指定回線基本使用料の適用を受けているときは、その料金額とします。以下この第14項において同じとします。)から、イに規定する額の割引を行います。

ア サービスの種類

種類	利用期間
年間割引	12料金月
二年割引②	24料金月

イ 割引額

(7) 年間割引

A B以外の料金月

1 契約ごとに

更新数	割引額
1未満の場合	基本使用料に0.10を乗じて得た額
1を超え2以下の場合	基本使用料に0.15を乗じて得た額

2 を超え 3 以下の場合	基本使用料に 0.20 を乗じて得た額
3 を超える場合	基本使用料に 0.25 を乗じて得た額

B 年間割引の更新があった日の属する料金月

1 契約ごとに

割引額
基本使用料に 0.50 を乗じて得た額

(イ) 二年割引②

A B 以外の料金月

1 契約ごとに

二年割引②の適用開始後の利用期間	割引額
2 年以内までの場合	基本使用料に 0.15 を乗じて得た額
2 年を超え 3 年以内までの場合	基本使用料に 0.17 を乗じて得た額
3 年を超え 4 年以内までの場合	基本使用料に 0.19 を乗じて得た額
4 年を超え 5 年以内までの場合	基本使用料に 0.22 を乗じて得た額
5 年を超え 6 年以内までの場合	基本使用料に 0.25 を乗じて得た額
6 年を超え 7 年以内までの場合	基本使用料に 0.28 を乗じて得た額
7 年を超え 8 年以内までの場合	基本使用料に 0.31 を乗じて得た額
8 年を超え 9 年以内までの場合	基本使用料に 0.34 を乗じて得た額
9 年を超え 10 年以内までの場合	基本使用料に 0.37 を乗じて得た額
10 年を超える場合	基本使用料に 0.40 を乗じて得た額

B 二年割引②の適用を開始した料金月から 14 料金月後及び 15 料金月後の料金月並びに二年割引②の更新があった日の属する料金月の翌料金月、2 料金月後、13 料金月後及び 14 料金月後の料金月

1 契約ごとに

割引額
基本使用料に 1.00 を乗じて得た額

(2)(1)以外のその他の提供条件は、なお従前のおりとしします。

(指定回線基本使用料の適用に関する経過措置)

15 指定回線基本使用料の適用を受けている 3G サービスに係るその指定回線基本使用料の適用は、次のとおりとします。

(1)当社は、3G サービス契約者の選択により、指定回線群のうち 3G サービスの契約者回線に係る基本使用料について、選択した料金種別により、基本使用料に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約ごとに

種 類	選択料金種別	料金額(月額)
ア その契約者回線が代表回線であるとき。	バリューパックプレミア	20,000 円(21,000 円)

	バリューパックプラチナ	14,500 円(15,225 円)
	バリューパックゴールド	9,800 円(10,290 円)
	バリューパックシルバー	5,900 円(6,195 円)
	バリューパック	3,900 円(4,095 円)
	ライトコールパック	3,500 円(3,675 円)
	ビジネスパック	9,800 円(10,290 円)
	ビジネスエコノミーパック	5,900 円(6,195 円)
イ その契約者回線が特定回線であるとき。	バリューパックプレミア	10,000 円(10,500 円)
	バリューパックプラチナ	7,250 円(7,612.5 円)
	バリューパックゴールド	4,900 円(5,145 円)
	バリューパックシルバー	2,950 円(3,097.5 円)
	バリューパック	1,950 円(2,047.5 円)
	ライトコールパック	1,750 円(1,837.5 円)
	ビジネスパック	4,900 円(5,145 円)
	ビジネスエコノミーパック	2,950 円(3,097.5 円)

(2)(1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(障がい者割引に係る基本使用料の適用に関する経過措置)

16 障がい者割引に係る基本使用料の適用を受けている 3G サービスに係るその障がい者割引に係る基本使用料の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、3G サービス契約者(障がい者(身体障がい者(身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。)、知的障がい者(療養手帳制度により定められた療養手帳制度要綱に規定する療養手帳の交付を受けている者をいいます。))又は精神障がい者(精神保健及び障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者をいいます。))に限り、)が選択した料金種別(以下この第 16 項において「選択料金種別」といいます。))により、基本使用料に代えて、次表に規定する額を適用します。

選択料金種別	料金額(月額)
バリューパックプレミア	10,000 円(10,500 円)
バリューパックプラチナ	7,250 円(7,612.5 円)
バリューパックゴールド	4,900 円(5,145 円)
バリューパックシルバー	2,950 円(3,097.5 円)
バリューパック	1,950 円(2,047.5 円)
ライトコールパック	1,750 円(1,837.5 円)
ビジネスパック	4,900 円(5,145 円)
ビジネスエコノミーパック	2,950 円(3,097.5 円)

(2)(1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(昼間・夜間及び深夜早朝時間帯等の料金の適用に関する経過措置)

17 次のいずれかの料金種別を選択している場合の昼間・夜間及び深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。

- (1) 基本使用料について、バリューパックプレミア、バリューパックプラチナ、バリューパックゴールド、バリューパックシルバー又はバリューパックを選択しているとき。(料金表第1表第3(通信料)1(適用)1-1(適用)(3)欄(イ)に規定する通信を除きます。)

区分	時間帯
昼間	午前7時から午前0時及び午前0時から午前1時までの間
深夜・早朝	午前1時から午前7時までの間

- (2) 基本使用料について、ライトコールパック、ビジネスパック又はビジネスエコノミーパックを選択しているとき。(料金表第1表第3(通信料)1(適用)1-1(適用)(3)欄(イ)に規定する通信を除きます。)

区分	時間帯
昼間	午前8時から午後7時までの間
夜間	午後7時から午前0時及び午前0時から午前8時までの間

(土曜日・日曜日・祝日における通信料の適用に関する経過措置)

- 18 基本使用料について、バリューパックプレミア、バリューパックプラチナ、バリューパックゴールド、バリューパックシルバー、バリューパック、ライトコールパック、ビジネスパック又はビジネスエコノミーパックを選択している 3G サービス契約者に係る契約者回線(以下この第18項において「契約者回線」といいます。)の通信料については、次のとおりとします。

- (1) 契約者回線から行った通信であって、土曜日・日曜日・祝日(土曜日・日曜日・祝日の終日とします。以下この第18項において同じとします。)の時間帯における通話モードによる通信に係るもの及びデジタルモードによる通信に係るものであって、相互接続通信(デジタル通信モードによる通信にあつては、当社が別に定めるインターネット接続サービスの利用による通信に係るものを除きます。)以外の通信に関する料金について、3G サービス契約者の選択している料金種別の料金額に代えて次表に規定する料金額を適用します。

5分以上35分未満の通話の料金額							
区分	土曜日・日曜日・祝日						
通話料	無料						
備考	通話が平日から土曜日・祝日又は日曜日・祝日から平日にまたがる場合の料金の適用については以下の通りとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>通話に関する料金の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 通話開始から5分未満の間に平日から土曜日・祝日に通話がまたがる場合の5分以上35分未満の通話料の取扱い</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>(イ) (ア)以外のもの</td> <td>3G サービス契約者の選択している料金種別の料金額を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	通話に関する料金の適用	(ア) 通話開始から5分未満の間に平日から土曜日・祝日に通話がまたがる場合の5分以上35分未満の通話料の取扱い	無料	(イ) (ア)以外のもの	3G サービス契約者の選択している料金種別の料金額を適用します。
	区分	通話に関する料金の適用					
(ア) 通話開始から5分未満の間に平日から土曜日・祝日に通話がまたがる場合の5分以上35分未満の通話料の取扱い	無料						
(イ) (ア)以外のもの	3G サービス契約者の選択している料金種別の料金額を適用します。						

- (2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(指定先電気通信番号への通信料の月極め割引の適用に関する経過措置)

19 指定先電気通信番号への通信料の月極割引の適用を受けている 3G サービス契約者に係るその指定先電気通信番号への通信料の月極め割引の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、3G サービス契約者の選択により、次表に規定する定額料を支払った場合に、3G サービス契約者が選択する料金種別の料金額の規定により算定した、指定先電気通信番号(3G サービス又はソフトバンク通信サービスの契約者識別番号のうち、指定先契約者識別番号への定額通信料の適用を選択している 3G サービス契約者があらかじめ指定したものであって、第 21 項に規定する指定回線通信料割引の適用を受けている場合は、その割引適用となる通信の相手の契約者回線又はソフトバンク通信サービスの契約者回線の契約者識別番号を除きます。)に係る契約者回線等(契約者回線若しくはソフトバンク通信サービスの契約者回線又は固定電気通信事業者若しくは当社が別に定める IP 電話事業者に係る電気通信設備をいいます。以下この第 19 項において同じとします。)への通信((2)に規定するものを除きます。)に関する料金(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものを含みます。以下この第 19 項において同じとします。)の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行います。

1 契約ごとに

定額料(月額)	割 引 額	
300 円 (315 円)	(1) 通話モード及びデジタル通信モードに係るもの	指定先電気通信番号に係る契約者回線等への通信に関する料金の月間累計額に 0.50 を乗じて得た額
	(2) パケット通信モード(SI機能の利用による通信に限ります。)及びメッセージ通信モードに係るもの	指定先電気通信番号に係る契約者回線又はソフトバンク通信サービスの契約者回線への通信に関する料金の月間累計額に 1.00 を乗じて得た額

(2) 指定先電気通信番号への通信料の月極割引の適用の対象となる通信は、次に該当するものを除きます。

ア 国際アウトローミング機能の利用による通信

イ ア以外のもの

(ア) パケット通信モードによる通信に係るものであって、SI機能に係るメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能の利用以外の通信

(3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(指定先契約者識別番号への定額通信料の適用に関する経過措置)

20 指定先契約者識別番号への定額通信料の適用を受けている 3G サービス契約者に係るその指定先契約者識別番号への定額通信料の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、3G サービス契約者の選択により、次表に規定する定額料を支払った場合に、1 の指定先契約者識別番号(第 22 項に規定する指定回線通信料割引における定額通信料の適用を受けている場合は、その割引適用の対象となる通信の相手の契約者回線又はソフトバンク通信サービスの契約者回線の契約者識別番号を除きます。)に係る契約者回線等(契約者回線又はソフトバンク通信サービスの契約者回線をいいます。)への通信(通話モード、パケット通信モード(SI機能の利用による通信に限ります。)及びメッセージ通信モードの利用による通信に限ります。)に関する料金の月間累計額に代えて、(ア)に規定する定額通信料を適用すること及びデジタル通信モードの利用による通信に係る料金について、料金表の規定にかかわらず、(イ)に規定する額の割引を行います。

(7) 定額通信料

1 契約ごとに

定額通信料(月額)
300 円(315 円)

(i) 割引額

1 契約ごとに

割引額
デジタル通信モードによる通信に関する料金の月間累計額に 0.50 を乗じて得た額

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のおりとします。

(指定回線通信料割引の適用(タイプ I)に関する経過措置)

21 指定回線通信料割引の適用(タイプ I)を受けている 3G サービス契約者に係るその指定回線通信料割引の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、3G サービス契約者が第 15 項に規定する指定回線基本使用料の適用を受けている場合に、1 の指定回線群に係る 3G サービスの契約者回線(基本使用料について料金種別の第 1 種 I 又は第 2 種 I を選択している 3G サービス契約者に係るものを除きます。)からその指定回線群を構成する他の契約者回線又はソフトバンク通信サービスの契約者回線(以下この欄において、「契約者回線等」といいます。)へ行った通信((2)に規定するものを除きます。)に関する料金(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものを含みます。以下この第 21 項において同じとします。)の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行います。

1 契約ごとに

割引額	
(1) 通話モード及びデジタル通信モードに係るもの	1 の指定回線群に係る各々の契約者回線からその指定回線群を構成する他の契約者回線又はソフトバンク通信サービスの契約者回線へ行った通信に関する料金の月間累計額に 0.50 を乗じて得た額の合計額
(2) パケット通信モード及びメッセージ通信モードに係るもの	1 の指定回線群に係る各々の契約者回線からその指定回線群を構成する他の契約者回線又はソフトバンク通信サービスの契約者回線へ行った通信に関する料金の月間累計額に 1.00 を乗じて得た額の合計額

(2) 指定先電気通信番号への通信料の月極割引の適用の対象となる通信は、次に該当するものを除きます。

ア 国際アウトローミング機能の利用による通信

イ ア以外のもの

(7) パケット通信モードによる通信に係るものであって、S!機能に係るメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能の利用以外の通信

(3) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のおりとします。

(指定回線通信料割引における定額通信料の適用に関する経過措置)

22 指定回線通信料割引における定額通信料の適用を受けている 3G サービス契約者に係るその指定回線通信料割引における定額通信料の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、第 21 項に規定する指定回線通信料割引の適用(タイプ I)を受けている 3G サービス契約者(基本使用料について料金種別の第 1 種 I 又は第 2 種 I を選択している者を除きます。以下この第 22 項において同じとします。)の選択により、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、1 の指定回線群に係る契約者回線からその指定回線群を構成する他の契約者回線又はソフトバンク通信サービスの契約者回線(以下この第 22 項において、「契約者回線等」といいます。)へ行った通信(通話モードの利用による通信に限ります。)に関する料金の月間累計額に代えて、同表に規定する定額通信料を適用します。

1 契約ごとに

	料金額
定額通信料(月額)	300 円(315 円)

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(障がい者割引に係る通信料割引等の適用(タイプ I)に関する経過措置)

23 障がい者割引に係る通信料割引等の適用(タイプ I)を受けている 3G サービス契約者に係るその障がい者割引に係る通信料割引等の適用(タイプ I)は、次のとおりとします。

(1) 当社は、ソフトバンクサービス契約者が第 16 項に定める障がい者割引に係る基本使用料の適用を受けている場合に、次表に規定する通信料割引等の適用を行います。

この場合において、第 18 項に規定する土曜日・日曜日・祝日における通信料の適用を受けるときは、(ア)に規定する料金額に代えて、同第 18 項に規定する料金額を適用します。

通信の区別	通信料割引等の適用
通話モードによる通信	一般通信及び相互接続通信(固定電気通信事業者又は当社が別に定める IP 電話事業者に係る電気通信設備へ行った通信に限ります。以下この欄において同じとします。)以外の通信に関する料金について、第 4 項から第 11 項に規定する料金額に代えて、ア又はイに規定する料金額を適用します。
デジタル通信モードによる通信	第 4 項から第 11 項の規定により算定した通信に関する料金の月間累計額について、ウに規定する額の割引を行います。
メッセージ通信モードによる通信	第 4 項から第 11 項の規定により算定した通信に関する料金の月間累計額について、エに規定する額の割引を行いません。
パケット通信モードによる通信	S!機能に係るメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能の利用に係るものについて、第 4 項から第 11 項に規定する料金額に代えて、オに規定する料金額を適用します。

ア 一般通信に係るもの

区 分	料金額(1 分までごとに次の料金額)			
	料金種別	昼間	深夜・早朝	夜間

通 信 料	バリューパック プレミア又はバ リューパックプ ラチナ	8 円(8.4 円)	5 円(5.25 円)	—
	バリューパック ゴールド	10 円(10.5 円)	8 円(8.4 円)	—
	バリューパック シルバー	15 円(15.75 円)	10 円(10.5 円)	—
	バリューパック	20 円(21 円)	15 円(15.75 円)	—
	ライトコールパ ック	20 円(21 円)	—	30 円(31.5 円)
	ビジネスパック	5 円(5.25 円)	—	15 円(15.75 円)
	ビジネスエコノ ミーパック	10 円(10.5 円)	—	15 円(15.75 円)

イ 相互接続通信に係るもの

区 分	料金額(1 分までごとに次の料金額)			
	料金種別	昼間	深夜・早朝	夜間
通 信 料	バリューパック プレミア又はバ リューパックプ ラチナ	8 円(8.4 円)	5 円(5.25 円)	—
	バリューパック ゴールド	10 円(10.5 円)	8 円(8.4 円)	—
	バリューパック シルバー	15 円(15.75 円)	10 円(10.5 円)	—
	バリューパック	20 円(21 円)	15 円(15.75 円)	—
	ライトコールパ ック	25 円(26.25 円)	—	30 円(31.5 円)
	ビジネスパック	8 円(8.4 円)	—	15 円(15.75 円)
	ビジネスエコノ ミーパック	13 円(13.65 円)	—	15 円(15.75 円)

ウ デジタル通信モードによる通信料に係るもの

1 契約ごとに

割引額
通信に関する料金の月間累計額に 0.50 を乗じて得た額

エ 文字メッセージ機能の利用による通信に係るもの

1 契約ごとに

割引額
通信に関する料金の月間累計額に 0.50 を乗じて得た額

オ SI機能に係るメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能の利用に係るもの

区 分	料金額				
	1.5Kbyte 以下の もの	1.5Kbyte を 超え 10Kbyte 以下のもの	10Kbyte を超え 30Kbyte 以下の もの	30Kbyte を超 え 100Kbyte 以下の もの	100Kbyte を 超え 300Kbyte 以下のもの
送信料	1.5 円 (1.575 円)	4 円 (4.2 円)	17.5 円 (18.375 円)	50 円 (52.5 円)	100 円 (105 円)

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(メッセージ機能に係る定額通信料の適用に関する経過措置)

24 メッセージ機能に係る定額通信料の適用を受けている 3G サービス契約者に係るそのメッセージ機能に係る定額通信料の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、契約者の選択により、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、メッセージ機能(メッセージ通信モードの利用に係るもの並びにパケット通信モードに係るメッセージデータ機能及びメッセージデータ変換機能の利用に係るものをいいます。以下この第 24 項において同じとします。)の利用に係る料金について、第 4 項から第 11 項及び第 23 項の規定により算定したメッセージ機能の利用に係る料金の月間累計額(以下この欄において「通信に関する料金の月間累計額」とします。)に代えて、次表に規定する定額通信料の適用を行います。

1 契約ごとに

定額通信料(月額)
800 円(840 円)

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(第一種定額支払いによるパケット通信モード及びメッセージ通信モードに係る通信料の取扱いに関する経過措置)

25 第一種定額支払いによるパケット通信モード及びメッセージ通信モードに係る通信料の取扱いを受けている 3G サービス契約者に係るその第一種定額支払いによるパケット通信モード及びメッセージ通信モードに係る通信料の取扱いは、次のとおりとします。

(1) 当社は、契約者の選択により、ア(ア)又はイ(イ)に規定する定額通信料を支払った場合に、パケット通信モードによる通信に係る料金について、第 4 項から第 11 項に規定する料金額に代えて、同表に規定する料金額を適用すること、パケット通信モード及びメッセージ通信モードによる通信に係る料金(第 23 項に規定する障がい者割引に係る通信料割引等の適用(タイプ I)を受けているときは、その割引適用後の料金とします。)について、ア(ア)又はイ(イ)に規定する額の割引を行うこと及び同表の規定により算定した通信に係る料金の月間累計額及び契約者回線から行った通信に関する料金の月間累計額(以下この欄において「通信に関する料金の月間累計額」とします。)から、ア(ア)又はイ(イ)に規定する無料通信の取扱いを行います。

ア ハッピーパケットレギュラー

(ア) 料金額

1 契約ごとに

区分	料金額
定額料(月額)	1 契約ごとに 1,200 円(1,260 円)
無料通信の取扱い(月額)	
通信料	1 課金対象パケットごとに 0.07 円(0.0735 円)

(イ) 割引額

1 契約ごとに

区分	料金額
パケット通信モードに係るもの(S!機能に係るメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能の利用による通信に限ります。)	通信に関する料金の月間累計額に 0.75 を乗じて得た額
メッセージ通信モードに係るもの	

イ ハッピーパケットスーパー

(ア) 料金額

1 契約ごとに

区分	料金額
定額料(月額)	1 契約ごとに 2,950 円(3,097.5 円)
無料通信の取扱い(月額)	
通信料	1 課金対象パケットごとに 0.04 円(0.042 円)

(イ) 割引額

1 契約ごとに

区分	料金額
パケット通信モードに係るもの(S!機能に係るメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能の利用による通信に限ります。)	通信に関する料金の月間累計額に 0.80 を乗じて得た額
メッセージ通信モードに係るもの	

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のおりとします。

(第二種定額支払いによるパケット通信モード及びメッセージ通信モードに係る通信料の取扱いに関する経過

措置)

26 第二種定額支払いによるパケット通信モード及びメッセージ通信モードに係る通信料の取扱いを受けている 3G サービス契約者に係るその第二種定額支払いによるパケット通信モード及びメッセージ通信モードに係る通信料の取扱いは、次のとおりとします。

(1) 当社は、契約者の選択により、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、パケット通信モードによる通信に係る料金について、第 4 項から第 11 項に規定する料金額に代えて、アに規定する料金額を適用すること、パケット通信モード及びメッセージ通信モードによる通信に係る料金(第 23 項に規定する障がい者割引に係る通信料割引等の適用(タイプ I)を受けているときは、その割引適用後の料金とします。)について、イに規定する額の割引を行うこと及び同表の規定により算定した通信に係る料金の月間累計額及び契約者回線から行った通信に関する料金の月間累計額(以下この欄において「通信に関する料金の月間累計額」とします。)から、アに規定する無料通信の取扱いを行います。

ア 料金額

1 契約ごとに

区分	料金額
定額料(月額)	1 契約ごとに 2,000 円(2,100 円)
無料通信の取扱い(月額)	
通信料	1 課金対象パケットごとに 0.05 円(0.0525 円)

イ 割引額

1 契約ごとに

区分	料金額
パケット通信モードに係るもの(S!機能に係るメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能の利用による通信に限ります。)	通信に関する料金の月間累計額に 0.75 を乗じて得た額
メッセージ通信モードに係るもの	

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のおとりとします。

(パケット通信モード及びメッセージ通信モードに係る定額通信料の適用に関する経過措置)

27 パケット通信モード及びメッセージ通信モードに係る定額通信料の適用を受けている 3G サービス契約者に係るそのパケット通信モード及びメッセージ通信モードに係る定額通信料の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、契約者の選択により、パケット通信モードによる通信に係る料金について、第 4 項から第 11 項に規定する料金額に代えて、アに規定する料金額を適用すること、パケット通信モード及びメッセージ通信モードによる通信に係る料金(第 23 項に規定する障がい者割引に係る通信料割引等の適用(タイプ I)を受けているときは、その割引適用後の料金とします。)について、イに規定する額の割引を行うこと並びにア及びイにより算定した契約者回線から行った通信に関する料金の月間累計額(以下この欄において「通信に関する料金の月間累計額」とします。)に代えて、ウに規定する定額通信料の適用を行います。

ア 料金額

1 契約ごとに

区分	料金額
パケット通信モードによる通信に係るもの(SI機能に係るメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能の利用に係るものを除きます。)	1 課金対象パケットごとに 0.05 円(0.0525 円)

イ 割引額

1 契約ごとに

区分	料金額
パケット通信モードによる通信に係るもの(SI機能に係るメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能の利用に係るものを除きます。)	SI機能に係るメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能の利用による通信に関する料金の月間累計額に 0.75 を乗じて得た額
メッセージ通信モードに係るもの	メッセージ通信モードによる通信に関する料金の月間累計額に 0.75 を乗じて得た額

ウ 定額通信料

(ア) (イ)又は(ウ)以外のもの

1 契約ごとに

定額通信料(月額)	通信に関する料金の月間累計額
1,000 円(1,050 円)(最小定額通信料)	1,000 円(1,050 円)未満
通信に関する料金の月間累計額と同額	1,000 円(1,050 円)以上 3,900 円(4,095 円)未満
3,900 円(4,095 円)(最大定額通信料)	3,900 円(4,095 円)以上

(イ) PC サイトブラウザの使用に係る通信が行われた場合

1 契約ごとに

定額通信料(月額)	通信に関する料金の月間累計額
1,000 円(1,050 円)(最小定額通信料)	1,000 円(1,050 円)未満
通信に関する料金の月間累計額と同額	1,000 円(1,050 円)以上 5,700 円(5,985 円)未満
5,700 円(5,985 円)(最大定額通信料)	5,700 円(5,985 円)以上

(ウ) PC サイトダイレクトに係る通信が行われた場合

1 契約ごとに

定額通信料(月額)	通信に関する料金の月間累計額
1,000 円(1,050 円)(最小定額通信料)	1,000 円(1,050 円)未満

通信に関する料金の月間累計額と同額	1,000 円(1,050 円)以上 9,800 円(10,290 円)未満
9,800 円(10,290 円)(最大定額通信料)	9,800 円(10,290 円)以上

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のおりとします。

(複数回線群 D に係る通信料の月極割引の適用に関する経過措置)

28 複数回線群 D に係る通信料の月極割引の適用を受けている契約者が、第 18 項に規定する土曜日・日曜日・祝日における通信料の適用を受けているときは、料金表第 1 表第 3(通信料)1(適用)1-1(適用)(14)欄に規定するほか、第 18 項の規定により複数回線群 D に係る契約者回線から行った通信に関する料金を算定します。

(回線群グループ③に係る通信料の月極割引の適用に関する経過措置)

29 回線群グループ③に係る通信料の月極割引の適用を受けている契約者が、第 18 項に規定する土曜日・日曜日・祝日における通信料の適用を受けているときは、料金表第 1 表第 5(通信料)1(適用)1-1(適用)(15)欄に規定するほか、第 18 項の規定により複数回線群 E に係る契約者回線から行った通信に関する料金を算定します。

(解除料の適用に関する経過措置)

30 年間割引又は二年割引②に係る解除料は、次のとおりとします。

(1) 年間割引に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
解 除 料	1 契約ごとに	4,000 円(4,200 円)

(2) 二年割引②に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
解 除 料	1 契約ごとに	10,000 円(10,500 円)

(3) (1)又は(2)以外のその他の提供条件は、なお従前のおりとします。

附 則 (平成 19 年 3 月 8 日 渉外第 06-0218 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 3 月 10 日から実施します。

ただし、契約者に係る個人情報の第三者提供に関する部分については、平成 18 年 3 月 15 日から実施します。

附 則 (平成 19 年 3 月 23 日 渉外第 06-0228 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 3 月 26 日から実施します。

ただし、この改正規定中、MTC-Lebanon SAL に係るものについては平成 18 年 3 月 27 日から、ソフトバンク BB 株式会社に係るものについては平成 19 年 3 月 31 日から実施します。